

岩手県農業経営相談所 コーディネーター業務規程

(目的)

第1 この規定は、岩手県農業経営相談所設置要領第7の規程に基づき、コーディネーターの設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(コーディネーターの設置)

第2 農業経営相談所（以下「相談所」という。）では、以下の2名のコーディネーターを設置する。

- (1) 事務局コーディネーター
- (2) 専門家コーディネーター

(コーディネーターの業務)

第3 コーディネーターの業務は次のとおりとする。

- (1) 事務局コーディネーター
 - ① 普及組織と連携した重点指導農業者の候補者選定に関すること。
 - ② 経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）への提案（重点指導農業者の候補者、支援チーム編成、研修会・相談会の開催等）に関すること。
 - ③ 戦略会議等の企画・運営に関すること。
 - ④ 専門家の登録・派遣に係る事務処理の統括に関すること。
 - ⑤ 相談所の事務局員の統制に関すること。
 - ⑥ 構成機関・団体、商工団体及び専門家との連携・協働に関すること。
 - ⑦ 相談カルテ、相談者カード等の管理・保管に関すること。
- (2) 専門家コーディネーター
 - ① 重点指導農業者等の経営分析・診断に関すること。
 - ② 戦略会議への提案（経営戦略（見直し含む）、支援チームに編入する専門家候補等）に関すること。

なお、専門家コーディネーターが中小企業診断士の場合に限り、支援チームによる伴走型支援の過程において、課題解決のために新たな専門家が必要となった場合、戦略会議に諮ることなく、適宜支援チームに編入することができるものとする。ただし、戦略会議には、必ず事後報告するものとする。
 - ③ 重点指導農業者の相談カルテによる経営戦略の進行管理及び経営戦略の実行に向けた助言・指導に関すること。
 - ④ 相談所に登録された専門家との連絡・調整に関すること。
 - ⑤ 相談所の運営方針及び事務局活動に対する指導・助言に関すること。

(コーディネーターの選任)

第4 事務局コーディネーターは、第3の(1)の業務をすべて確実に実施できる者について、相談所の事務局である岩手県農業協同組合中央会の常勤または非常勤職員から相談所の所長が選任する。

2 専門家コーディネーターは、第3の(2)の業務をすべて確実に実施できる者について、農業経営に関する十分な知識と経験を有した者から相談所の所長が選任する。

(コーディネーターの選任解除)

第5 コーディネーターが次に掲げる事項のいずれか一の行為を行った場合、相談所の所長の判断により、即時に選任を解除するものとする。

- (1) 業務上知り得た担い手等の秘密を第三者へ漏らした場合
- (2) 相談所の運営、事業等に関して知り得た情報について、相談所の同意を得ずに第三者へ提供した場合
- (3) 相談所又は本事業の信用を著しく損なうような行為を行った場合
- (4) 反社会勢力との付き合い、又はその関係が疑われるような行為を行った場合
- (5) 担い手等に対し、相談所の同意を得ずに、自らの営業行為を行った場合
- (6) 相談所の同意を得ずに、直接担い手等と訪問日や指導計画の調整を行った場合

(専門家コーディネーターへの謝金及び旅費)

第6 専門家コーディネーターへの謝金及び旅費は次のとおりとする。

- (1) 戦略会議や現地で助言・指導を実施した場合は、別に定める「岩手県農業経営相談所専門家派遣規程」に基づき、謝金及び旅費を支給するものとする。
- (2) 単に会議等に出席した場合は、旅費のみを支給するものとする。
- (3) 助言・指導等に係る事前準備については、業務内容等によって謝金は別途協議するものとする。

(その他)

第7 この規程に定めるもののほか、コーディネーターの業務に関して必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月16日から施行する。